

個人主義とセグメント主義の相剋（覚書）

——「パーソナライズド」の意味

慶應義塾大学法科大学院教授

山本龍彦

YAMAMOTO Tatsuhiko

- I はじめに
- II アルゴリズムにおける「個人」と「集団」の対抗
- III More Data 原則の陥穽
- IV 結語に代えて

I はじめに

「個人化」という言葉をよく耳にするようになった。個人化 (personalized) されたサービス、個人化された広告、個人化された医療、等々。

これまでの社会においては、個人その人を深く知るには、それなりの時間とコストを必要とした。その人の懐に飛び込み、信頼を得、相手によっては自らの肝臓を犠牲にしながら幾度となく酒を酌み交わす必要すらあった。このような、決して容易でない関係的なプロセスを経て、その人の“人となり”を知ることができたのである。例えば、このプロセスを首尾よくやり遂げてはじめて、レストランで、その人がトイレに立ってテーブルにいらなくても、その人がオーダーするだろうドリンクやフードを「予測」し、その人に代わってオーダーすることができるようになるのであった。

しかし、近年、ビッグデータと人工知能 (Artif-

cial Intelligence, AI) を用いたプロファイリング技術のおかげで、上述のようなウェットな関係のプロセスをバイパスして、個人その人を把握できるかのような状況が生まれつつある¹⁾。機械学習を組み込んだビッグデータ解析を経て抽出・発見された“相関関係”や“パターン”を、個人の様々な行動記録に当てはめることで、その人の選好、信条、健康状態、精神状態、信用力、職務遂行能力、知的水準などを一定の精度で「予測」(推知) することが可能になってきたからである²⁾。

後述のように、無論この「個人」に着目したプロファイリング技術の向上は、我々に大きな恩恵をもたらす³⁾。その意味で、我々はそれを、来るべき AI ネットワーク社会⁴⁾ の標準的技術として積極的に活用していくべきであろう。しかし、「個人」なるものの意味に執着する憲法学⁵⁾ を専攻する筆者は、プロファイリング技術によって実現される“Personalization”を、無邪気に「個人化」と呼ぶことに躊躇いを覚える。結論を先取りすれば、プロファイリングによる自動予測は、当人の持つ1つ以上の属性に基づいて行われる確率的な判断にすぎず、それは具体的存在としての「個人」に関心を有するものというより、細かく類型化された一範疇(セグメント)に含まれる

1) これを「先回りされる個人」という絶妙な言葉で表現したのは、宍戸常寿であった。宍戸常寿「通信の秘密に関する覚書」『現代立憲主義の諸相(下)』(有斐閣、2013年)487頁以下参照。

2) EUの「一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation, GDPR)」は、プロファイリングを、「自然人に関する特定の個人的側面を評価するために、特に、当該自然人の職務遂行能力、経済状況、健康、個人的選好、関心、信用力、行動、位置もしくは動向を分析または予測するために、個人データを用いて行うあらゆる形式の自動化された個人データ処理」と定義している(4条(4))。プロファイリングをめぐる

GDPRの諸規定については、山本龍彦「ビッグデータ社会とプロファイリング」論究ジュリスト18号(2016年)34頁以下参照。

3) 慎重にそのメリットを検討するものとして、キャス・サンスティーン(伊達尚美訳)『選択しないという選択』(勁草書房、2017年)。

4) AIネットワーク化については、成原慧「AIネットワーク化をめぐる法的問題と規範形成」自由と正義68巻9号(2017年)38頁以下参照。

5) もちろん、それには歴史的な意味がある。後掲注6)の各文献を参照されたい。

「X」にのみ関心を有するものであるといえるからである。それは、個人friendlyというより、「X」friendlyであり、本来は「細かな類型化 (categorization)」、あるいは、せいぜい「個別化」と呼ぶのが正しい。後述のように、プロファイリングが、時に伝統的な「個人の尊重」原理（憲法13条）と矛盾する結果をもたらすことを踏まえれば、個人friendlyな幻想を抱かせる「個人化」という言葉は、ややミスリーディングなものであるとさえいえるだろう。

本稿は、「個人」なる言葉にこだわらざるを得ない憲法学の立場⁶⁾から、プロファイリング技術の反「個人」的側面を抽出し、かかる技術の適切な利活用に向けた足掛かりを得ることを目的とする。まずⅡでは、アメリカ連邦取引委員会 (Federal Trade Commission, FTC) が2016年1月に公表した報告書『ビッグデータ——それは包摂の道具か、排除の道具か？ (BIG DATA: A TOOL FOR INCLUSION OR EXCLUSION?)』⁷⁾（以下、「FTCレポート」と呼ぶ）を参考にして、プロファイリングが、個人の尊重原理に否定的なインパクトを与える側面——差別や排除を引き起こすリスクなど——を検討する。Ⅲでは、“より多くのデータを得ること”（以下、「more data原則」と呼ぶ）が、アルゴリズム上のエラーやバイアスに基づく差別・排除を抑止する重要な方策であるとは理解されるものの、場合によってはそれが、逆説的に個人の尊重原理を脅かすことになる可能性について検討する。終章に当たるⅣでは、以上のような対抗——個人主義 vs. セグメント主義——が、我が国におけるプロ

ファイリングをめぐる議論⁸⁾に与えうる示唆について若干の考察を加えることとしたい。

Ⅱ アルゴリズムにおける「個人」と「集団」の対抗

1 「個人化」の多元性

(1) 粗い「個人化」

「個人化」といっても、粗いものから精緻なものまで多種多様なレベルがありうる。例えば、女性には専門技術職の求人広告が表示されにくい傾向があるという⁹⁾。これなども、検索履歴等からユーザーの性別を予測し、その別に応じて表示させる広告を変えている点で、ユーザーの属性を踏まえた「個人化」広告といえなくもない。しかし、ここではもっぱら性別類型に焦点が当てられており、「個人化」という言葉を使うとしても、せいぜい粗い「個人化」であるといえよう。そして、このような、性別類型にのみ着目した粗い「個別化」広告が、女性の——専門技術職に関する——雇用の機会を減じさせるという意味で、差別的な意味をもつことは明らかである。実際、上述のFTCレポートも、企業が「女性に対して差別的なインパクトが及ぶようなかたちで、求職者をふるい分けるためにビッグデータを利用する」場合、「雇用機会均等法の適用を受ける」と述べている¹⁰⁾。

また、FTCレポートは、ビッグデータ解析が、独身女性はプライムではなくサブプライムのクレジット商品に申し込む傾向が高いことを示したがゆえに、その独身女性が実際にプライム商品を購入

6) 樋口陽一『権力・個人・憲法学』（学陽書房、1989年）、蟻川恒正『尊厳と身分』（岩波書店、2016年）、小泉良幸『個人としての尊重』（勁草書房、2016年）、玉蟲由樹『人間の尊厳保障の法理』（尚学社、2013年）、山本龍彦『国家的『名誉棄損』と憲法13条』判例時報2306号（2016年）3頁以下などを参照されたい。

7) FTC REPORT, BIG DATA: A TOOL FOR INCLUSION OR EXCLUSION?(JANUARY 2016).

8) 近年、日本でもプロファイリングに関する議論は活発化しつつある。石井夏生利『個人情報保護法の現在と未来〔新版〕』（勁草書房、2017年）121、470頁、小林慎太郎『パーソナルデータの教科書』（日経BP社、2014年）121頁、生員直人『EU データ一般データ保護規則可決、そして情報社会の民主主義について』YAHOO ニュース（2016年4月15日〔<http://bylines.news.yahoo.co.jp/ikegai/20160415-00056652/>〕、

山本・前掲注2）34頁以下、パーソナルデータ「+a」研究会『データ利活用等の先にある社会のために』NBL1100号（2017年）4頁以下〔特に荒井ひろみ氏、楠正憲氏の論考を参照〕。また、最近、高木浩光氏は、もともと日本の個人情報保護法は「プロファイリングの問題を想定していた」にもかかわらず（高木氏は1988年の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を引用する）、時代が下るにつれて、こうした核心的ポイントが忘却され、個人情報保護法制がその目的を失ってきたと指摘している。高木浩光「IoTに対応した個人データ保護制度のあり方」法とコンピュータ34号（2016年）47頁以下。大変重要な指摘である。

9) Pauline T. Kim, *Data-Driven Discrimination at Work*, 858 58 Wm. & MARY L. REV. 857, 864(2017).

10) FTC REPORT, *supra* note 7, at 19.

入する能力があるかどうかにかかわらず、「独身女性」一般に、サブプライム商品の広告のみを表示させ続けた事案を検討している。これも、独身・女性という2つの属性によって構成される“類型”に着目した粗い「個人化」の例といえる(なお、アメリカの信用機会均等法〔the Equal Credit Opportunity Act, ECOA〕は、人種・皮膚の色・宗教・国籍・性別・婚姻に関する地位・年齢に基づいてクレジットに関する差別を行うことを禁止している)。

FTC レポートは、こうした粗い「個人化」広告が違法であるかについては、貸主 (creditors) が、広告を行うに当たって、禁止された根拠 (人種等) に基づき、通常人が申込みを行うことを思いとどまらせる (discourage) ような口頭または書面での言明を、申込者等に対して行うことを禁止する ECOA の施行規則 B¹¹⁾ を考慮に入れて検討すべきとし、それが ECOA に違反する可能性を示唆している¹²⁾。

(2) 詳細な「個人化」とその利点

このように、粗い「個人化」が、集団的属性に基づく短絡的な類型化と結び付き、かえって個人から様々な機会を奪うことになるという道理は比較の見えやすい。では、もう少し多くの属性に基づいて「個人化」した場合はどうであろうか。

例えば、大学が、過去の学生データを集積・分析して、学業意欲が低下し、ドロップアウトしそうな学生を事前に予測するアルゴリズムを構築したとする。そのうえで、実際に個々の在校生から多くの個人情報収集し、個々の学生の状況をプロファイリングして、この結果に見合った個別の事前指導を始めたとしよう。実際に、ジョージア州立大学が2013年に開始したプログラム (Graduation and Progression Success(GPS) Advising Program) では、800ものリスク要因が考慮され、そのプロファイリングによって事前に問題が発見されると、

大学によって当該学生に対して個別のカウンセリングが行われるという¹³⁾。大学によれば、このプログラムにより、学生の卒業率 (graduation rate) は向上し、とくに黒人やラテンアメリカ系の学生の退学率は大幅に減ったとされる¹⁴⁾。

こうした「個人化」のサービスは、上述の粗い「個人化」よりも詳細に各個人の状況を把握するものといえる。さらに、大学による事前の働きかけにより、学生のドロップアウトが抑止され、個人の雇用機会等が増大されうる点で、個人の尊重原理の実現に資するものであるともいえよう。

また、金融機関による融資等の場面で行われるようになってきた申込者の信用力予測 (スコアリング) も、比較的詳細なプロファイリングの例といえるかもしれない。近年は、従来の与信審査では考慮されなかったような細かい生活上の記録が信用力予測に使われるようになってきているからである。例えば、ビッグデータ解析のおかげで、家族など特定の相手に規則正しく連絡をとる者、1日の行動パターンに規則性がある者、交流先が58以上ある者などは、返済率が高く、優良な借り手になることがわかっている¹⁵⁾。このため、このような記録を、スマートフォンなどを通じて収集すれば、個々人の信用力について詳細なプロファイリングを行うことが可能となり、従来は融資を受けられなかった者 (それはマイノリティに多いのであるが) も、場合によっては融資を受けて事業を始められることになる¹⁶⁾。こうみると、多くの属性情報や生活記録を用いて行われる信用力予測も、その個人の実態により接近し、かつ、その個人の様々な機会を増大させる点で、先に挙げた粗い「個人化」の事例よりも遥かに個人 friendly だ、ということができらるだろう。

11) 施行規則 B はまた、「事前にふるい分けられた勧誘 (solicitation) に関して、貸主に、勧誘したことに関する記録と、受け手を選抜するのに使われた基準に関する記録を保管するよう要求している」。FTC REPORT, *supra* note 7, at 21.

12) *Id.* at 21. ここで FTC レポートは、司法省が、差別の証拠として貸主の広告上の選択を引用した事例を紹介している。

13) EXECUTIVE OFFICE OF THE PRESIDENT, BIG DATA: A REPORT ON ALGORITHMIC SYSTEMS, OPPORTUNITY, AND CIVIL RIGHTS

17(MAY 2016).

14) *Id.*

15) Shivani Siroya, *A Smart Loan for People with No Credit History*, TED(Apr. 2016), at https://www.ted.com/talks/shivani_siroya_a_smart_loan_for_people_with_no_credit_history_yet.

16) *Id.*

2 アルゴリズムの可謬性

しかし、筆者には、このような比較的詳細なプロファイリングを用いたサービスの場合でも、「個人化」という言葉はできる限り避けるべきであるように思われる。

その理由として第1に、ビッグデータ解析では、「うわべだけの相関関係 (spurious correlation)」が出現し、アルゴリズムにノイズが混入されてしまうということが挙げられる。FTC レポートは、その例として、スイミング・プールで溺死する毎年的人数と、ニコラス・ケイジの毎年出演作品の数との相関関係を紹介している¹⁷⁾。もちろん、このような相関関係は偶然的なもので、両者の間に因果的な——“理由”ある——関係が存在しているわけではないから、これを単純にアルゴリズムに組み込むと、予測精度が落ち、「個人」について誤った評価・決定がなされることになる。ビッグデータ解析からまず抽出・発見されるのは、因果関係ではなく相関関係であるから、このようなエラーは往々にして生じうる。

第2に、アルゴリズム構築の基礎となるデータのプールが、あらゆるコミュニティを適切に代表 (represent) したものにならず、これを用いた予測評価が特定のコミュニティに属する者に不利な結果を与えうるということが挙げられる。FTC レポートは、この点に関して2つの事例を紹介している。1つは、2012年に発生したハリケーン・サンディの例である¹⁸⁾。同レポートによれば、このときサンディについて2,000万件以上のツイートがなされが、その多くは、直接的な被害のなかったマンハッタンから送信され、実際にハリケーンの被害を受けたエリアからの送信は少なかったとされる。それは、このエリアにはスマートフォン利用者やツイッター利用者の数がそもそも少なかったからだという。こうしたことから、仮に、ツイートから得られたデータのプールに基づき、救助を必要とするエリアを予測した場合、このプールには、本来救助を必要とする者の声が過少に代表 (underrepresent) されているために、彼らへ

の救助が行き届かないという不幸な事態が生じていただろうと指摘されるのである。

もう1つは、ボストン市の行った道路調査の例である¹⁹⁾。FTC レポートによれば、ボストン市は、市民のスマートフォンから得られるGPSデータ等を用いて、市内の道路状況（路面のくぼみなど）を調査したが、この調査結果に依拠すると、道路の補修工事が高所得者の居住エリアに集中してしまうことが判明したという。高所得者と低所得者とでスマートフォンの所持率に違いがあり、市の用いたデータのプールに、低所得者の居住エリアからの情報が過少に代表されていたためである。

以上のような事例から容易に理解できるのは、プロファイリングに、あるコミュニティからの情報が過少に（あるいは過剰に）代表されたデータ・プールが用いられる場合、特定のコミュニティに属する「個人」が、その能力等を不当に評価されることがありうる、という事実である（以下、「代表問題」と呼ぶ）。

第3に、アルゴリズムに既存のバイアスが組み込まれ、これを使った予測評価によって同様のバイアスが再生産されてしまうということが挙げられる。FTC レポートは、もし雇用主が、「良い従業員候補者 (good employee candidate) を定義するために、成功した過去・現在の従業員から集めた情報をビッグデータ解析に用いた場合、雇用主は、先在する差別を新たな雇用上の決定に組み込んでしまうリスクを抱える」との見解を紹介している²⁰⁾。実際、イギリスの聖ジョージ病院は、人種的マイノリティと女性に対して不利のあった従前の入学試験データを基礎に、「良い医学生」を発見するプログラムを構築したために、プロファイリングを用いた選考によって同様のバイアスを再生産することになったという²¹⁾。結局、AIが人間の過去の振る舞いを「学習」してアルゴリズムを構築する場合、このアルゴリズムのなかに人間のバイアスがそのまま反映される可能性が高くなる。換言すれば、現実世界において未だ差別が

17) FTC REPORT, *supra* note 7, at 9 n. 44.

18) *Id.* at 27.

19) *Id.*

20) *Id.* at 28.

21) *Id.*

存在している場合、アルゴリズムがそれをそのまま反映し、固定化してしまう可能性は低いということである。

このような——過去のバイアスないし差別を承継した——アルゴリズムを通じてなされたプロファイリングが、その個人の能力等を正確に把握するものとならず、結果的に個人の尊重原理と矛盾した帰結をもたらすことになるのは明らかだろう。

以上述べてきたように、ビッグデータ解析を踏まえ、比較的多くの属性を用いたプロファイリングを行う場合でも、①うわべだけの相関関係、②代表問題、③既存バイアスの反映といった要因により、その予測評価に誤りが生じる危険は常に存在している。そして、この誤りによって、個人の選好、能力、資質、健康状態などが不当に評価され、人生の様々な機会が奪われる可能性を真剣に受け止めるならば、こうしたプロファイリング結果を用いたサービスを「個人化」と称することには、やはり一定の留保が必要であるように思われるのである。

III More Data 原則の陥穽

1 More Data 原則

しかし、こうも考えられるだろう。エラーやバイアスにより、プロファイリング技術を用いた「個人」に関する予測評価に誤りが生じるとしても、なおそれは人間の勤や経験による——それ自体がエラーとバイアスに満ちた——予測評価よりも正確で、公正である、と。さらに、プロファイリングによる個人評価については、“より多くのデータ”を集めさえすれば、アルゴリズムの構築段階で混入するエラーやバイアスを最小限に抑えられ、より完全な予測評価に近づくことが可能であるとも考えられる（AIが“より多くのデータ”を学び、バイアス等を修正することも考えられる）。例えば、先述の道路調査の例で、ボストン市は、市民のスマートフォン所持率が低く、データが集まりにくいエリアについては、市の職員が積極的に情報収集することで、データの偏りを補正しようと

した。この例からわかるように、解析に用いるデータ群における過少代表の問題は、“より多くのデータ”を集めることによって解消されうるともいえそうである。既存バイアスの反映問題も、その既存バイアスが、何の根拠もない——実際に相関関係の認められない——本当の“バイアス”なのだとなれば、より多くのデータが集積・分析されることで、段階的に修正・補正されていくものと思われる。

こう考えると、“より多くのデータ”を収集・分析し、これをアルゴリズムに反映させていけば、「誤り」の少ない、より完全な「個人化」が達成されるようにも思われる。実に、データの量とプロファイリングによる予測精度は比例関係にあるのであって、データの量が増えれば予測精度は上がり、データの量が減れば予測精度は落ちる。例えば、個人の信用力をスコアリングするうえで、単純に人種という要素を考慮することは、人種的マイノリティにとって不利に働くかもしれない。しかし、例えば、これに異なる要素（軍歴など）を付加していけば、「個人」の全体像をより詳細に把握でき、人種的要素の考慮が、かえってマイノリティに有利に働く可能性もある。逆に、人種的な要素を考慮しないことが、マイノリティに不利に働くこともあるだろう（例えば、軍歴は、人種と切り離して考慮されると、信用力スコアを下げる要素となりうる²²⁾）。こうした例からも、“より多くのデータ”を使うことで、完全な「個人化」が実現されるようにも思われるのである。

2 「個人主義」との相剋

しかし、筆者には、more data 原則を重視するこのような方向性をとったとしても、なおそれを「個人化」と呼ぶべきでない理由が存在しているように思われる。

第1に、“より多くのデータ”という考え方は、論理必然的にプライバシーの考え方と衝突する。“More data”は、端的に“less privacy”を意味する。このことが本当に個人 friendly といえるのかは、慎重に議論されなければならない論点である

22) Kim, *supra* note 9, 904.

う。例えば、個人の能力や信用力と、その親（さらにはその親）のライフスタイルや遺伝的特性が相関関係にあるとしよう。この場合、個人の能力等をより正確に予測評価するためには、親のライフスタイル等までも積極的に考慮することが必要だ、ということになる。しかし、このような、本人にとって「自らの意思や努力によっては変えることのできない」事情²³⁾までも評価の基礎にすることが、本当に「個人」を尊重することにつながるのだろうか。この点で我々は、“嫡出か否か”という地位に基づいて子の遺産相続分を区別していた民法の規定について、「[子が] 自ら選択しないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許され[ない]」とし、「子を個人として尊重」すべきという観点から同規定を違憲とした最高裁判例を思い出すべきである²⁴⁾。

また、過去の犯罪歴等が、個人の能力や信用力などと相関していた場合、これを考慮することが「個人」の尊重に資するのとも真剣に議論されなければならない。かつて我が国の最高裁は、あるノンフィクション作品によって過去の犯罪歴を暴露された者が、これをプライバシー権侵害であるとして争った事件²⁵⁾で、一旦過ちを犯した者も、「その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有する」と述べ、結論としても同作品によるプライバシー権侵害を認めた（作家に対して損害賠償の支払いを命じた）。この最高裁判決は、かつて過ちを犯した者でも、自ら悔い改めればその「過去」（スティグマ）を消し去り、人生をやり直せること——更生を妨げられない利益——を認めたものと理解される。そこでは、自らの努力により築き上げた新たな生活を尊重することが、個人を尊重することなのだ、との考え方も見え隠れ

している。

このようにみると、遠い「過去」の記録までもプロファイリングの基礎として使い続けるような方向性は、個人から、自らの人生を再構築する機会を奪うという点で、言いかえれば、個人から、その創造的未來を奪うという点で、個人の尊重原理と矛盾する側面があるように思われる。

以上のように、データをより多く集めれば、より正確な「個人」評価が可能であるといった言説は、「公正 (fairness)」のような憲法的な視点から一旦疑ってみる必要がある。FTC レポートも、事業者が、「予測的価値 (predictive value)」と「公正さ」とを常に衡量する必要性を強調している²⁶⁾。

第2に、more data 原則をどこまで突き詰めてみても、それはセグメント（集団）の微細化にしかならず、個人そのものを余すところなく掴まえることにはならないという事情が挙げられる。ビッグデータを与えられた AI が「見ている」のは、具体的に存在する個人ではなく、複数の属性の組み合わせによって細かく仕分けされたセグメント（集団）である。もちろん、そのセグメントに属する者は、一般に、あるいは確率的に、同じセグメントに属する者と同様の傾向を有しているかもしれない。しかし、当該「個人」が、そのセグメントには回収されない“何か”を有している可能性を完全に否定することはできないはずである。

したがって、プロファイリング——セグメントに基づく確率的判断——の結果のみで「個人」の能力等を自動的に評価することは、「集団」属性に基づいて「個人」を差別することにもつながる。もちろんそれは、II でみたような、人種差別やジェンダー差別とは異なるだろう。確かにセグメントは、このような伝統的な集団よりも遥かに細かく類型化され、洗練されたものである。しかし、それが「集団」であることは間違いない。そしてまた、「集団」属性によって個人の人格的側面を概括的・短絡的に——ショートカットして——判

23) 「嫡出子でない」という地位について、最大判平成 20 年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1367 頁（国籍法違憲判決）。

24) 最大決平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁。この最高裁決定は、嫡出でない子の相続分を、嫡出子の相続分の 2

分の 1 とする民法の規定を違憲と判断した。

25) 最判平成 6 年 2 月 8 日民集 48 卷 2 号 149 頁（ノンフィクション「逆転」事件）。

26) FTC REPORT, *supra* note 7, at 31.

断することが、個人の尊重原理と矛盾しうことは多言を要しない²⁷⁾。そもそも、近代憲法が「根本規範」²⁸⁾とする個人の尊重原理は、身分のような集団属性で個人の人格の側面を概括的・短絡的に判断してきた前近代的な世界観を否定し、時間とコストをかけて個人一人ひとりの具体的事情を斟酌することを要求するものだったはずである。

このように見ると、ビッグデータ解析に基づくプロファイリングが行っているのは、どこまでいってもセグメントに基づく「類型化」ないし「個別化」であり、「個人化」とは似て非なるもののように思われるのである。

IV 結語に代えて

EUの一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation, GDPR) が、「プロファイリング」についていくつかの規定を設けたことによって、近年日本でも、それに対する規制の是非に関する議論が活発化してきた²⁹⁾。本稿がこうした議論に何らかの示唆を与えるとすれば、それは、プロファイリングによる予測の精度は、妥協の対象になりうるということであろう。本論で述べたように、“完全無欠の予測”がありえないとすると、予測精度は「公正」のような憲法上の価値理念との関係で衡量されうる。完全な「個人化」が達成されないならば、領域・分野によっては、“より多くのデータ”を用いて予測精度の向上を突き詰めるのではなく、「公正さ」との妥協点を模索する必要があるように思われるのである。この点で、例えば、予測精度は落ちるとしても、個人尊重の観点から、プロファイリングの際に考慮してはならない事柄や、アルゴリズムにおいてウェイトを操作しなければならない事柄とは何かを見定めておく必要がある(そのような事柄として、「自ら選択ないし修正する余地のない」遺伝情報や、一定の時が経過した「過去」などが考えられる)。

「個人化」という言葉は、セグメントに基づく

確率的判断に、個人主義的な、あるいは個人 friendly なイメージを付与する。この言葉は、効率性の観点からプロファイリングによる確率的判断を信奉するセグメント主義 (新集団主義) に、個人主義的な「化粧」を塗るものといってよいかもしれない。我々が避けなければならないのは、このような誤導的イメージによって、ビッグデータ社会において正面から議論されなければならない上述のような課題が覆い隠されることだろう。

27) 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂, 2011年) 174頁参照。

28) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第6版〕』(岩波書店,

2015年) 12頁参照。

29) 前掲注8) 参照。